

第一回 浪江町除染検証委員会議事要旨

- 日時 : 令和7年5月16日(金) 13:30 ~ 14:40
- 場所 : 浪江町役場 大会議室
- 出席者 : 塚田委員、井上委員、床次委員、眞田委員(順不同・敬称略)
- 福島地方環境事務所 環境再生課 課長 中村
- 福島地方環境事務所 環境再生課 専門官 川道
- 福島地方環境事務所 浜通り北支所 浪江分室 支所長 馬淵
- 福島地方環境事務所 浜通り北支所 浪江分室 専門官 永田
- 福島地方環境事務所 浜通り北支所 浪江分室 専門官 百
- 内閣府 原子力災害現地対策本部 住民支援班長 長尾
- 内閣府 原子力災害現地対策本部 住民支援班員 吉間
- 内閣府 原子力災害対策本部 原子力被災者生活支援チーム 企画官 内山
- 内閣府 原子力災害対策本部 原子力被災者生活支援チーム 参事官補佐 枝川
- 内閣府 原子力災害対策本部 原子力被災者生活支援チーム 主査 守田
- 復興庁 福島復興局 浪江支所 支所長 小俣
- 福島県 生活環境部 中間貯蔵・除染対策課 主査 吉田
- 浪江町 : 浪江町 副町長 成井
- 浪江町 企画財政課 課長 吉田
- 浪江町 企画財政課 主幹 橋本
- 浪江町 企画財政課 課長補佐 磯貝
- 浪江町 企画財政課 企画調整係長 板倉
- 浪江町 企画財政課 企画調整係 井口
- 浪江町 政策推進班 福島県駐在 高橋
- 浪江町 住民課 課長 柴野
- 浪江町 住民課 課長補佐兼除染環境係長 門馬

【資料】

- 資料1 : 浪江町における特定帰還居住区域復興再生計画の認定及び除染・解体工事の状況とその検証について
- 資料2 : 特定帰還居住区域における解体除染進捗状況について
- 資料3 : 酒井地区太陽光発電事業用地における除染の進め方について

1 開会

発言者	内容
事務局	(開会宣言)

2 あいさつ

発言者	内容
成井副町長_浪江町	(開会に伴う挨拶)

3 浪江町における特定帰還居住区域復興再生計画の認定及び除染・解体工事の状況とその検証について

発言者	内容
事務局	(資料1に基づき説明)

4 委員長・副委員長選出

発言者	内容
事務局	浪江町除染検証委員会設置要綱第6条第2項により選出 (委員長に塚田氏、副委員長に井上氏選出)

5 議事

◆ 特定帰還居住区域における解体除染進捗状況について

発言者	内容
中村環境再生課長_環境省	(資料2に基づき説明)
井上副委員長	未同意が多い。帰りたくて除染しても、隣りが除染してなければ気になるであろう。進捗を進めるために積極的なアクションをしてはどうか。
中村環境再生課長_環境省	個別の相談にも応じ、理解を得るようにしている。未同意は反対されている方よりも連絡先が不明な場合が多い。関係機関と連携を取って対応している。完全に関係人の連絡先が不明な場合は官報に掲載して除染をする方法がある。
井上副委員長	同意をされていない理由は。
中村環境再生課長_環境省	<ul style="list-style-type: none"> 絶対下げてほしい基準がある(年間1m、0.23μ・・・) 区域をまたがっている場合、両方除染をしてほしい 除染手法に懐疑的 など 丁寧に対応したい
塚田委員長	隣の情報はどこを通じて知れるのか。どこまで情報をだせるのか。
成井副町長	個人情報になるので、難しい。区長さんに協力を得るなど進めていきたい

	い。個別の対応とはなる。
眞田委員	線量が下がらないところ、事例は押さえているのか。
中村環境再生課 長_環境省	統計ではないが、現在は拠点外縁であり、外縁の端ほど未除染箇所の影響を受けやすい。高いところは個別にも対応している。
塚田委員長	解体で密集しているところはネットを張ってほこりが出ないようにしているのは変更はないか。
中村環境再生課 長_環境省	変更はない。

◆酒井地区太陽光発電事業用地における除染の進め方について

発言者	内容
中村環境再生課 長_環境省	(資料3に基づき説明)
塚田委員長	パネルの契約が2043年までか。
中村環境再生課 長_環境省	パネルの撤去の可能性、という認識である。
塚田委員長	ほかに犬型を使用したことはあるのか。
眞田委員	森林の中ということで、いこいの村や、大倉山など。効率的ではなかったと思う。GPSが使えないところは活用できるのではないか。規制庁は生活圏の測定が基本のため、国有林のデータがそろってない。様々な方法でやっていくべき。
塚田委員長	ホットスポットの対応は。事業者への情報提供は。
中村環境再生課 長_環境省	モニタリングを行い、除染を完了していく。事業者にはスライドで渡してある。相談している。
井上委員	除染の位置づけは？事業者からなのか。
中村環境再生課 長_環境省	帰還の意向があったため特定帰還居住区域の線量を低減し、解除にむかう。パネル下も対象。2045までできることを行う。事業者からではない。
井上委員	未同意があるのに優先順位としてどうなのか。
成井副町長	帰還意向がある地域である。通常の除染ができないパネルがあるところで、こういうことができるということ。同意があるところは他地区も同じ。
床次委員	P3 1.5 μ シーベルトの根拠は？計算すると年間13ミリであり、20ミリと言われているのになぜか。1 μ にすると年間10ミリを切る。なぜか

中村環境再生課 長_環境省	科学的知見・根拠で考えていきたい。設定は解除の基準は3.8 μ 、年間20ミリ、地域によりできるだけ下げるということを目指している。ロボットの計測の結果も含めて2043年には自然減衰も含めて1.5 μ になると推定した。
------------------	--

次回に向けて

塚田委員：80%が森林である。過去、森林を使った仕事、これからの仕事がないか調べてほしい。

井上委員：帰還困難区域に風力発電が立っている。浪江に計画があるか。

成井副町長：あぶくま風力であり、田村市。葛尾村・浪江町（少し）に立っている。浪江に立つ大きなプロジェクトはない。

井上委員：汚染された森林が事業者がどうしたか知りたい。町としても見ていく必要がある。

閉会